

下水道法改正 再生水、汚泥有効利用を目的 国交省



国土交通省下水道部は、下水道法改正案を次期通常国会へ提出する方針を固め、具体的な準備作業に入りました。同法の目的に関する項目の改正は約 35 年ぶりとなります。

国土交通省など関係機関は、下水道政策研などを通じ、流域管理や中長期的なビジョンの視点で対応を検討し、今後の下水道事業の方向性の整理を進めています。法改正はこうした検討を通じ、変化への的確な対応を進めるものとして考えられています。

ポイントは、下水道事業が水循環や資源有効活用など循環型社会の構築を担う事業であることを法の事業目的に位置付ける点、及びより良質な水質環境の構築に向けた経済的手法の導入への制度見直しとなります。

具体的には、高度処理水の再生水利用、せせらぎ用水への利用など都市機能における水循環機能の役割や、下水汚泥の緑農地への還元利用、建設資材化、汚泥消化ガス利用など従来の附帯的な取り組みを下水道法で定める事業目的とし、積極的な対応を図る狙いがあります。

現在の下水道法は、下水道の目的を「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上」と「公共用水域の水質保全」として位置付けています。下水道行政では新世代下水道支援事業などを通じ、循環社会などへの対応を奨励していますが、法的な位置付けはこれまでありませんでした。

更に、流域を 1 単位とし、事業者間で汚濁排出量を相互融通する「排出枠調整手法」の導入が現在検討されています。この手法の導入に当たっては、下水道法で規定する「流域別下水道整備計画」の見直しが必要となり法における計画項目の変更について、検討を進める方針です。

関係法令事項は7月5日に発足する下水道政策研法制度小委が検討を進め、秋口にもとりまとめを行います。三位一体改革に関連した下水道の補助制度について、地方の自主性・裁量性を高める見直しが盛り込めるかも大きな焦点となりそうです。

資料:2004年6月23日付 環境新聞p1

生活環境箇所 重田 郁美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

